

【誤】

地区の区分	名称	業務・沿道サービス施設B地区
	面積	約 1.5ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (4) 学校等 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 法別表第 2 (ぬ) 項第 2 号又は第 3 号に掲げる工場 (8) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (9) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) ホテル又は旅館 (12) 自動車教習所 (13) 畜舎 (14) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (15) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m ² を超えるもの (16) 展示場、遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの (17) 自動車修理工場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの (18) 風営法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業、同条第 5 項の性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項の接客業務受託営業を営むもの
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ² ただし、警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から道路その他隣地の境界線までの距離は、1 m 以上でなければならない。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 (1) 建築物に附属する自動車車庫 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 m 以下であるもの (3) 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの(自動車車庫を除く。)
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を害しないものでなければならない。ただし、公益上やむを得ないものについては、この限りでない。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。ただし、警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地又は緑地、公園、水路用地、下水道用地、鉄塔用地などに設けるもので、管理上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 植栽を併用した透視可能なさく等

【正】

地区の区分	名称	業務・沿道サービス施設B地区
	面積	約 1.5ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (4) 学校等 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 法別表第 2 (ぬ) 項第 2 号又は第 3 号に掲げる工場 (8) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (9) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) ホテル又は旅館 (12) 自動車教習所 (13) 畜舎 (14) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (15) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m ² を超えるもの (16) 展示場、遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの (17) 自動車修理工場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの (18) 風営法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業 (ばちんこ屋を除く。)、同条第 5 項の性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項の接客業務受託営業を営むもの
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ² ただし、警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から道路その他隣地の境界線までの距離は、1 m 以上でなければならない。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 (1) 建築物に附属する自動車車庫 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 m 以下であるもの (3) 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの(自動車車庫を除く。)
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を害しないものでなければならない。ただし、公益上やむを得ないものについては、この限りでない。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。ただし、警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地又は緑地、公園、水路用地、下水道用地、鉄塔用地などに設けるもので、管理上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 植栽を併用した透視可能なさく等